

半導体「業界研究」オープンセミナー企画運営業務 企画提案募集要領

この要領は、半導体「業界研究」オープンセミナー企画運営業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 案件名

半導体「業界研究」オープンセミナー企画運営業務

(2) 業務の目的等

宮城県（以下「本県」という。）では、令和7年3月に策定した「みやぎ半導体産業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）」に基づき、「大規模事業用地の確保」に向けた検討や、「半導体人材の育成・確保」、地域企業の「半導体分野への参入促進・取引創出」など、立地優位性を一層高めながら、拠点の柱となる半導体工場の誘致に取り組むこととしている。

【参考】みやぎ半導体産業振興ビジョン

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/semicon/vision_fin.html

特に「半導体人材の育成・確保」については、関連産業の誘致・集積促進を図る上で最も重要な課題である一方、ビジョン策定に伴い実施した、県内大学等に対するヒアリング等の結果、県内学生の半導体業界に対する関心や就職意欲は決して高いとはいえない状況にあることがわかった。

こうした背景を踏まえ、本業務は、就職を希望する業界の情報収集等を行う、いわゆる「業界研究」の半導体分野を県が後押しするという趣旨の下、県内大学等及び半導体関連企業と連携したセミナー（以下「オープンセミナー」という。）等の開催を通じて、大学等と関連企業が相互に関心高め合う機会の創出を図り、もって半導体人材の裾野拡大に寄与することを目的とするものである。

なお、本業務については、オープンセミナー当日の企画運営に加え、学生の参加意欲を向上させる広報や、オープンセミナー開催後における参加学生等と参加企業との交流促進・関係構築を図る事後企画の内容に係る提案を重視していることに留意されたい。

(3) オープンセミナー及び事後企画の開催概要（※企画提案募集開始時点におけるもの）

イ 日時 令和8年11月19日（木）午後3時30分から午後6時30分まで（午後3時開場）

ロ 場所 東北学院大学五橋キャンパス

ハ 参加企業

6社程度（半導体メーカー、半導体製造装置メーカー、半導体部素材メーカー等）

※参加企業は、発注者が東北学院大学等と協議の上、決定する。

ニ 参加対象者

県内の大学生、高専生、高校生等（東北学院大学の学生に限らない。また、文系の学生も対象とすることを想定している。）

ホ オープンセミナー当日のプログラム

（※以下の要素が盛り込まれていれば、プログラムの追加等、柔軟な運用を可能とする。）

①導入となる基調講演

②参加企業の担当者によるトークセッション

③参加企業による参加学生等との個別相談会

へ 事後企画

参加学生等の継続的な関心の醸成を図ることを目的とした、オープンセミナー参加企業への現場見学会

(※これに加え、企画の追加等、柔軟な運用を可能とする。)

ト 費用負担

企業の担当者派遣等に要する費用(謝金・旅費)、オープンセミナー当日の会場使用料、事後企画に要する費用(例:学生の活動費等)等については、本業務の経費に含まれるものとする。

チ その他(県の関連ロゴマーク活用)

オープンセミナー及び事後企画の実施等に当たっては、本県が作成した「むすび丸半導体バージョンロゴマーク」を活用して差し支えないものとする。

【参考】むすび丸半導体バージョンロゴマーク

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/handouati/musubimaru.html>

(4) 委託業務内容

別添「半導体「業界研究」オープンセミナー企画運營業務 委託仕様書(案)(以下「仕様書案」という。)」による。

(5) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(6) 事業費(委託上限額)

9,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

なお、上記のうち、オープンセミナー当日の会場使用料は、約340,000円を予定している。

2 応募資格

プロポーザルへの参加を申し込む者は、次の全ての資格要件に該当する者とする。

なお、複数の事業者による共同提案も可能とするが、この場合、代表事業者を明確にするとともに、他の共同提案事業者は、別の企画提案に参画することができない(企画提案者は1者につき1案とする)ものとする。

また、共同提案事業者においても、次の全ての資格要件に該当することが必要となる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和6年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。
- (3) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがされている者(同法第30条第1項に規定する破産手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)の別表各号(別表1)に規定する措置要件に該当しない者。

- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者。
- (9) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者。
- (10) 委託業務を的確に遂行する能力を有する者であること。

3 スケジュール

募集開始から業務開始までの予定は下表のとおりである。なお、予告なく変更する場合がある。

企画提案の募集開始	令和8年6月30日（火）
質問受付	令和8年6月30日（火）から 令和8年7月7日（火）午後5時まで（必着）
質問への回答	令和8年7月14日（火）午後5時までに回答
参加表明書の提出期限	令和8年7月17日（金）午後5時まで（必着）
企画提案書の提出期限	令和8年7月24日（金）午後5時まで（必着）
企画提案書の書面審査（3者を超える場合に限り）	令和8年7月下旬（予定）
書面審査の結果発表（3者を超える場合に限り）	令和8年7月下旬（予定）
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和8年8月6日（木）（予定）
審査結果の通知	令和8年8月中旬（予定）
見積合わせ、契約の締結	令和8年8月下旬（予定）
業務開始	令和8年8月下旬（予定）

4 企画提案に関する質問受付及び回答

(1) 受付期間 令和8年6月30日（火）から同年7月7日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

イ 質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 提出先の電子メールアドレスは下記のとおりとする。

semicon@pref.miyagi.lg.jp

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

令和8年7月14日（火）午後5時までに宮城県経済商工観光部半導体産業振興室（以下「事務局」という。）のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、電子メールにより、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

事務局ホームページURL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/semicon/index.html>

5 参加表明書の提出

(1) 提出書類

企画提案参加表明書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

原則として電子メールにより提出すること。なお、セキュリティ等の理由から電子メールでの提出が困難な場合は事務局に連絡すること。

(4) 提出先の電子メールアドレス：semicon@pref.miyagi.lg.jp

(5) 留意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

6 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

イ 企画提案提出書（様式第3号）

※共同提案の場合、代表事業者のみの提出で可とする。

ロ 企画提案書（任意様式）

規 格：A4判横書きとし、電子データにより提出すること。

ページ数：上限は設けないが20ページ程度を目安とすること。

※ページ数の多寡は評価に影響しない。

ハ 応募資格に係る宣誓書（様式第4号）

※共同提案の場合、代表事業者のみならず、全ての共同提案事業者が記名押印の上、提出すること。

ニ 参考見積書（任意様式）

- ・本業務に係る経費（人件費、交通費等）は全て計上すること。
- ・仕様書案に基づき、必要な数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。
- ・参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度、見積書の提出を求める。

(2) 提出方法

イ 提出期限

令和8年7月24日（金）午後5時（必着）

ロ 提出方法

電子メールにより提出すること。ただし、セキュリティやファイル容量の都合等により、送信が困難な場合は事務局宛て連絡すること。

なお、押印が必要な書類は、押印の上、その写しをPDF形式で提出すること。押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるのでそれまで保管すること。

ハ 提出先の電子メールアドレス：semicon@pref.miyagi.lg.jp

(3) 企画提案書の構成

イ 表紙

委託業務名、事業者名を記載すること。

ロ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

ハ 本文

以下の内容が具備されていること。

①オープンセミナーの開催内容等

- ・オープンセミナータイトル案
- ・当日のプログラムのテーマ設定・会場レイアウト・進行イメージ
- ・当日の運営体制等（効果測定を含む）

②参加学生等の継続的な関心の醸成を図ることを目的とした事後企画

- ・事後企画へ誘導する工夫
- ・半導体業界への理解を深め、大学等と企業の継続的な交流に結び付くための取組
- ・事後企画の運営体制等（効果測定を含む）

③オープンセミナー及び事後企画の広報・周知

④その他事業者の独自提案（任意）

ニ 参考見積額

ホ 業務実施体制

①業務実施スケジュール案

②業務実施体制

※共同提案の場合は、共同提案とする目的のほか、代表事業者並びに共同提案事業者の名称、所在地及び本業務における役割分担を記載すること。

へ 類似する業務の過去の実績

(4) 留意事項

イ 企画提案は1者につき1案とする。

ロ 企画提案に当たり、東北学院大学に確認すべき事項がある場合は、本業務に係る質問の受付期間中（令和8年6月30日から7月7日午後5時まで）に、指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより、事務局を通じて行うこと。大学側に直接問合せを行うことは厳に慎むこと。

ハ 提出されたデータ内容の差替、変更及び取消は認めない。また、提出された書類等は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書類により行うが、当該書類の内容について事務局から確認や説明を求めることがある。

ホ 企画提案の提出に係る全ての経費は企画提案者の負担とする。

へ 提出した企画提案を取り下げる場合には、速やかに取下願（様式第5号）を提出すること。なお、取下願の提出があった場合、再度の企画提案は認めない。

ト 提出された企画提案書類は行政文書に該当するため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなるので、予め承知すること。

7 企画提案書の審査及び選定

(1) 評価・選定の体制

イ 企画提案者の評価は、評価基準（別表2）における審査項目ごとに設定された配点により行う。

ロ 選定委員はそれぞれの企画提案を評価し、評価合計点が満点の6割以上で、かつ、最も上位であった企画提案者を業務委託候補者に選定する。

ハ 評価合計点が満点の6割以上で、かつ、最も上位の者が複数いる場合、各選定委員の評価において1位の採点を最も多く取得した企画提案者を業務委託候補者に選定する。

ニ 前項の規定にかかわらず、選定委員の評価合計点が満点の6割に満たなかった場合には、優秀な企画がなかったものとみなし、再度企画提案を公募の上、選定委員会を開催する。

ホ 企画提案者が3者を超えた場合は、事務局により、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書面審査）を実施し、上位3者を選定する。

へ 企画提案者が1者のみであった場合は、選定委員の評価合計点が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。

ト 次点以下の企画提案者に、選定委員の過半以上に1位と採点された者がいる場合など、委員長が必要と認める場合は、委員間の協議により業務委託候補者を選定する。

(2) 書面審査

イ 書面審査の実施日

令和8年7月下旬(予定)

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、事務局により評価基準(別表2)に基づいて審査し、企画提案者の中から上位3者を選定する。

ハ 書面審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。

(3) プレゼンテーション審査

イ 実施日時

令和8年8月6日(木)(予定)。詳細は審査対象者に別途通知する。

ロ 実施場所

宮城県行政庁舎(仙台市青葉区本町三丁目8番1号)を予定。詳細は審査対象者に別途通知する。

ハ 実施方法

- ・プレゼンテーションへの出席者は1者につき4名以内とする。
- ・1者当たりの持ち時間は40分以内(説明20分以内、質疑応答20分以内)とし、本県が指定した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された「企画提案書」に基づいてプレゼンテーションを行うこと。
- ・当日の新たな資料配布は、企画提案の差し替えや変更にあらず、補足説明の範囲を超えないものに限り認める。その場合は紙ベースで8部持参するとともに、事前に事務局宛て電子メールで提出すること。(※提出先の電子メールアドレスは「企画提案書」と同様)

(4) 審査結果の通知及び公表

審査終了後、速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。また、「入札結果等の公表要領(平成20年4月1日施行)」に基づき、見積合わせの結果及び選定に係る下記の事項を公表する。

イ 企画提案者名称

ロ 選定された業務委託候補者の名称と得点

ハ 他の企画提案者の得点(得点を点数順に記載するのみで、企画提案者名は列記しない)

ニ 選定委員名

(5) 業務委託候補者の選定の取消

次の場合は、業務委託候補者の選定を取消し、(1)イによる評価合計点が次点の者を業務委託候補者とする。

イ 業務委託候補者が辞退した場合。

ロ 委託契約を締結するまでの間に、2の応募資格を有しないことが判明した場合。

8 失格事由

企画提案者が次のいずれかの行為をしたときは、その企画提案者を失格とする。

- (1) 故意に選定委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。
- (3) 本募集要領等に従っていない場合。
- (4) 同一の企画提案者が、2案以上の企画提案書を提出した場合。
- (5) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合。

(6) その他企画提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約先

本業務は、原則として、業務委託候補者に委託する。

なお、共同提案の場合、県は代表事業者とのみ委託契約を行うこととし、共同提案事業者については、代表事業者との委託契約（本県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこととする。

(2) 仕様の決定

委託する仕様内容は、プレゼンテーションの審査結果通知後、仕様書案及び企画提案された内容を踏まえ、本県と業務委託候補者間で協議の上決定する。

(3) 見積合わせの実施

本県は、業務委託候補者と、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

(4) 委託料の支払条件

委託料の支払条件については、本県と業務委託候補者間の協議により、契約書で定めるものとする。

(5) 契約保証金

業務委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(6) その他

本業務の実施により知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず、第三者に漏洩してはならない。

10 問合せ先

宮城県経済商工観光部半導体産業振興室（担当：千坂・八島）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2486 電子メールアドレス：semicon@pref.miyagi.lg.jp

(別表1) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 別表

措 置 要 件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

(別表2) 評価基準

審査項目	審査の観点	配点
1 オープンセミナー当日の実施内容等		【120点】
①基調講演の講師・テーマ・進行イメージ等	○オープンセミナーへの関心を寄せ、参加意欲を高めるような講師選定がなされているか。 ○オープンセミナーの導入として相応しいテーマ設定等がなされているか。	30
②トークセッションのテーマ・進行イメージ等	○学生に興味関心を抱かせるテーマ設定等がなされており、かつ、半導体業界で働く魅力や求められる人材像など、「業界研究」に資する内容が適切に盛り込まれているか。	30
③個別相談会の運営等	○参加学生等を企業相談ブースに誘導する工夫等が盛り込まれているか。	30
④当日の運営体制等	○上記提案企画を円滑かつ安全に運営するための適切な体制が示されているか。 ○所属や学年等、参加学生等の属性を効率的に把握する方法及び効率的な効果測定の方法が提案されているか。	30
2 学生等の関心を継続する事後企画		【60点】
○事後企画へ誘導する効果的な工夫等が盛り込まれているか。		20
○半導体業界への理解を深めるとともに、大学等と企業の継続的な交流に結び付くような提案がなされているか。		20
○事後企画を円滑かつ安全に運営するための適切な体制が示されているか。		20
3 オープンセミナー及び事後企画の広報・周知に関すること		【40点】
○参加対象者が東北学院大学の学生に限定されないこと等を踏まえ、オープンセミナー及び事後企画への参加学生等の拡大に向けた効果的な広報・周知方法が提案されているか。		40
4 事業者の独自提案		【40点】
○本業務の効果向上等に寄与すると考えられる、事業者独自の提案が盛り込まれているか。		40
5 業務遂行能力		【40点】
○提案内容を確実に履行できる組織・人員体制が整備されているか。 ○本業務に関連する業務実績及び経験はあるか。 ○費用の積算は適切か。		40
合計		【300点】